

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

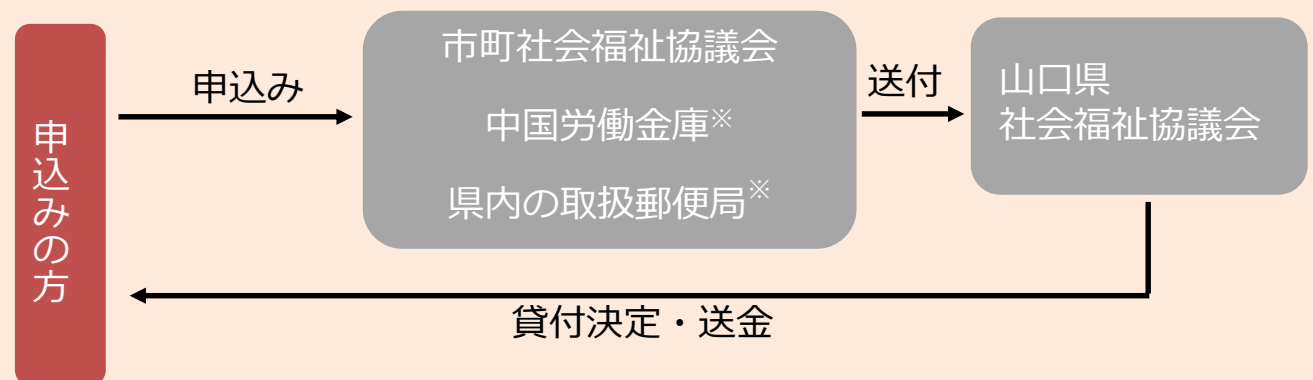
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



※ 中国労働金庫及び郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。

※ 県内の取扱郵便局は別紙のとおり（県内19市町24か所）

● 一般的なお問い合わせは相談コールセンター  
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● お申込み  
お住いの市町社会福祉協議会（別紙に連絡先あり）

又は中国労働金庫(082-236-8362)、

又は県内の取扱郵便局（別紙に連絡先あり）

（※中国労働金庫は郵送申請、郵便局は窓口への持参のみとなります。）

社会福祉協議会  
のQRコード



# 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - イ 世帯員に要介護者がいるとき
  - ウ 世帯員が4人以上いるとき
  - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込先

市町社会福祉協議会

又は

中国労働金庫(082-236-8362)

又は

県内の取扱郵便局

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

市町社会福祉協議会

## 生活福祉資金貸付制度の特例措置に係る 市町社会福祉協議会及び県内の郵便局の窓口

### 市町社会福祉協議会

下関市社会福祉協議会	083-232-2003
宇部市社会福祉協議会	0836-33-3150
山口市社会福祉協議会	083-924-1395
萩市社会福祉協議会	0838-22-2289
防府市社会福祉協議会	0835-22-3907
下松市社会福祉協議会	0833-41-2242
岩国市社会福祉協議会	0827-24-2571
光市社会福祉協議会	0833-74-3020
長門市社会福祉協議会	0837-23-1600
柳井市社会福祉協議会	0820-22-3800
美祢市社会福祉協議会	0837-52-5222
周南市社会福祉協議会	0834-31-4742
山陽小野田市 社会福祉協議会	0836-38-8348
周防大島町 社会福祉協議会	0820-74-2948
和木町社会福祉協議会	0827-52-8644
上関町社会福祉協議会	0820-62-0695
田布施町 社会福祉協議会	0820-53-1103
平生町社会福祉協議会	0820-56-8000
阿武町社会福祉協議会	08388-2-2615

### 県内の取扱郵便局

下関郵便局	下関市竹崎町2-12-12	0570-943-464
下関東郵便局	下関市山の田東町12-25	0570-943-544
長府郵便局	下関市長府中浜町5-19	0570-943-629
小月郵便局	下関市小月本町1-9-7	083-282-4804
宇部郵便局	宇部市常盤町2-1-23	0570-943-931
山口中央 郵便局	山口市中央1-1-1	0570-943-700
小郡郵便局	山口市小郡下郷609-2	0570-943-343
萩郵便局	萩市江向440-1	0570-943-528
防府郵便局	防府市佐波2-11-1	0570-943-455
下松郵便局	下松市新川1-4-5	0570-943-519
岩国郵便局	岩国市麻里布町2-6-8	0570-943-621
光郵便局	光市中央4-1-1	0570-943-839
長門郵便局	長門市東深川894-1	0570-943-017
柳井郵便局	柳井市中央2-8-17	0570-943-066
美祢郵便局	美祢市大嶺町東分354-7	0837-52-0632
徳山郵便局	周南市御幸通1-3	0570-943-791
小野田郵便局	山陽小野田市中川4-4-5	0570-943-543
厚狭郵便局	山陽小野田市厚狭1-6-30	0570-943-837
大島郵便局	周防大島町小松193-2	0820-74-2440
和木郵便局	和木町和木4-3-18	0827-52-8883
上関郵便局	上関町室津199-1	0820-62-1000
田布施郵便局	田布施町波野329-5	0820-52-3242
平生郵便局	平生町平生町東浜197-42	0820-56-2400
奈古郵便局	阿武町奈古2955-12	08388-2-2000